

平成十九年十二月十日提出  
質問第三一三三号

高速道路会社管理の高速道路料金の決定・変更についての政府の関与等に関する質問主意書

提出者 高山智司

313

## 高速道路会社管理の高速道路料金の決定・変更についての政府の関与等に関する質問主意書

「道路特定財源の見直しに関する具体策」（平成十八年十二月八日閣議決定）において国民の要望の強い高速道路料金の引き下げなどによる既存高速ネットワークの効率的活用・機能強化のための新たな措置を講ずることとされている。

また、報道によれば、高速道路料金を引き下げることと引替えに道路特定財源を投入するという動きが見られるところである。

そこで、以下の事項について質問する。

1 旧日本道路公団等から民営化された東日本高速道路株式会社等の高速道路料金の決定・変更について、政府はどうか関与することができるのか。具体的に明らかにされたい。

2 また、このための根拠法及び適用条項を明らかにされたい。

右質問する。